

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章の二（略）</p> <p>第二章の三 開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十一・第十四条の十三）</p> <p>（開示用電子情報処理組織を使用して行う任意電子開示手続の方法等）</p> <p>第十四条の十 法第二十七条の三十の三第二項の規定により開示用電子情報処理組織（法第二十七条の三十の二に規定する開示用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用して任意電子開示手続（法第二十七条の三十の二に規定する任意電子開示手続のうち法第四条第五項（法第二十三条の八第四項）（法第二十七条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定による手続に限る。以下同じ。）を行う者は、内閣府令で定めるところにより、任意電子開示手続を文書をもって行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する入出力装置により入力して行わなければならない。</p> <p>21 前項の任意電子開示手続を行う者は、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ金融庁長官に届け出なければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の二（略）</p> <p>第三章の三 開示用電子情報処理組織による手続の特例等（第十四条の十一・第十四条の十一）</p> <p>（新設）</p>

(磁気ディスクの提出による任意電子開示手続の方法等)

第十四条の十一 法第二十七条の三十の四第二項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)の提出による任意電子開示手続を行うための金融庁長官の承認を得ようとする者は、内閣府令で定めるところにより、磁気ディスクを提出する理由その他内閣府令で定める事項を記載した書面を金融庁長官に提出しなければならない。

2| 前項の承認を得て磁気ディスクの提出を行う者は、内閣府令で定めるところにより、任意電子開示手続を文書をもつて行う場合に記載すべきこととされている事項を金融庁長官が定める技術的基準に適合する磁気ディスクに記録して金融庁長官に提出しなければならない。

(金融庁長官の公衆縦覧の方法)

第十四条の十二 (略)

(証券取引所等の公衆縦覧の方法)

第十四条の十三 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委

(新設)

(金融庁長官の公衆縦覧の方法)

第十四条の十一 (略)

(証券取引所等の公衆縦覧の方法)

第十四条の十二 (略)

(企業内容等の開示等に関する権限の財務局長等への委任)

第三十九条 法第九十四条の六第一項の規定により金融庁長官に委

任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条及び第四十一条の二において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一・二（略）

2）4（略）

（開示用電子情報処理組織による手続の特例等の権限の財務局長等への委任）

第四十一条の二 長官権限のうち第十四条の十第二項の規定による届出の受理の権限は、資本の額、基金の総額若しくは出資の総額が五十億円未満の内国会社又はその発行する有価証券で証券取引所に上場されているものがない内国会社（内閣府令で定めるものを除く。）（に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長）当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長（に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。）

2）長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの

任された権限及びこの政令による金融庁長官の権限（以下「長官権限」という。）のうち次に掲げるものは、内国会社（国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下この条において同じ。）に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、内国会社以外の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

一・二（略）

2）4（略）

（新設）

受理の権限（次項に定めるものを除く。）は内国会社に関するものにあつては当該内国会社の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に、その他の者に関するものにあつては関東財務局長に委任する。

3| 長官権限のうち、法第二十七条の三十の四第二項の規定による承認の権限及び第十四条の十一の規定による書面又は磁気ディスクの受理の権限であつて次に掲げるものは、関東財務局長に委任する。

一 法第四条第五項の規定による通知書（内閣府令で定めるものに限る。）に係る権限

二 法第二十七条の五第一号の規定による申出に係る権限